

平成25年度(24年分) 町民税申告相談日程

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けておりますので、1月1日号に折込の「町民税・県民税(個人住民税)の手引き」をご覧ください。

- 相談期間 2月1日(金)～3月15日(金)
- 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
- 受付場所 役場103会議室(庁舎1階)
- 申告に必要なもの

①印鑑 ②平成24年中の所得のわかるもの(源泉徴収票等) ③社会保険料控除を受ける場合は国民年金保険料等の各種領収書 ④障害者控除を受ける場合は障害等級の分かる各種手帳や証明書 ⑤医療費控除を受ける場合は、医療を受けた個人ごとに医療機関・薬局別に領収書等をまとめ、「医療費の明細書」を記入して申告をしてください。

◆平成24年中に収入のなかった方や非課税所得のみだった方でも、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」の算定に影響しますので、「簡易申告書」を記入のうえ提出してください(保険税等の軽減判定に影響します)。

期日	対象地区	期日	対象地区
2/1(金)	上町、新町	2/25(月)	文新田1・2
2/4(月)	元町、柳町	2/26(火)	いずみ1・2、あおば1・2・3
2/5(火)	中町、達磨寺1	2/27(水)	金沢1・2
2/6(水)	達磨寺2・3	2/28(木)	金沢3・4
2/7(木)	達磨寺4、向新田	3/1(金)	金沢5、柳沢1
2/8(金)	新田町1・2・3	3/4(月)	柳沢2・3
2/12(火)	旭町1・2	3/5(火)	柳沢4・5
2/13(水)	中原団地、広瀬団地、川端	3/6(水)	柳沢6、土橋1・2
2/14(木)	下川、桜町1	3/7(木)	土橋3・4・5
2/15(金)	桜町2、西小路	3/8(金)	土橋6、岡1
2/18(月)	北小路、梅ヶ枝町1	3/11(月)	岡2・3
2/19(火)	梅ヶ枝町2・3・4	3/12(火)	岡4・5
2/20(水)	梅ヶ枝町5・6	3/13(水)	小塩1・2
2/21(木)	西町、南小路	3/14(木)	小塩3
2/22(金)	三軒屋、落合	3/15(金)	予備日

平成24年分所得申告から、生命保険料控除の制度が次のように変わりました

(1)介護医療保険料控除の新設

平成24年1月1日以後に契約を締結した介護医療に関する保険で支払った保険料が、一般生命保険料控除とは別に控除できるようになりました。

(2)一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の変更

平成24年1月1日以後に契約を締結して支払った保険料は、控除額の計算方法とその限度額が変更になりました(旧契約分は従来の通りです)。

※所得税控除の計算方法は、国税庁ホームページをご覧ください。

※町民税控除の計算方法は、1月1日号に折込の「町民税・県民税(個人住民税)の手引き」をご覧ください。

「中山町男女共同参画計画(素案)」に対するパブリック・コメント(意見公募)を実施します

町では、男性も女性も性別に関わらず、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるまちづくりを推進するため、平成25年度から5年間の計画期間とする町男女共同参画計画の策定を進めています。策定にあたり、町男女共同参画計画策定委員会を設置し、町民意識調査の実施による実態把握や有識者の意見を基に策定作業を進めてきました。

このたび、計画素案としてまとめましたので町民の皆さんからのご意見を募集します。なお、このパブリック・コメントは中山町パブリック・コメント手続実施要綱に基づいて行うものです。

■意見の提出方法 持参による書面提出、郵送、電子メール、FAX

■意見の募集期間 1月24日(木)～2月11日(月・祝日) ※郵送の場合は消印有効

■計画素案の公表方法

①町ホームページへの掲載

②各施設での閲覧・配布(役場総合窓口、保健福祉センター、中央公民館、なかやま保育園、ほんわ館)

※提出・お問い合わせ先

総務企画課企画財政G

〒990-0429 中山町大字長崎120番地 ☎662-4271 FAX 662-5176

E-mail: kikaku@town.nakayama.yamagata.jp ホームページ: http://www.town.nakayama.yamagata.jp

早めの安全な雪下ろしを! 1/25～2/7日は雪害事故防止週間です

屋根に大量の雪があると地震等の際、建物倒壊の危険が高まります。早めの雪下ろしを心がけ、雪下ろし中の事故に注意しましょう。

雪下ろし中の事故防止

- 屋根の雪のゆるみに注意 暖かい日の午後は特に注意しましょう。
- 安全な服装で ヘルメットを着用し、動きやすい服装をしましょう。
- 命綱を使いましょう 屋根の上で止まる長さ、固定器具や場所を工夫しましょう。
- はしごはしっかり固定 はしごの足元をしっかりと固め、上部はロープで固定しましょう。
- 使いやすい除雪道具 軽くて雪が付きにくいアルミ製スコップやスノーダンブを使いましょう。
- 2人以上で作業 事故に備え2人以上で作業を、できない場合は、家族や近所に声をかけましょう。
- 無理な作業はやめましょう 体調の悪いときは止めましょう。
- 足場はいつも注意 落雪に巻き込まれないように上から雪下ろしをしましょう。

条件を満たす方に、雪下ろし等費用の一部を助成します

条件を満たす方に、雪下ろし等費用の一部を助成いたします。

- 対象 次の要件を全て満たす世帯
 - ①75歳以上の高齢者のみの世帯(世帯分離により75歳以下の方や町民税所得割課税の方が同居している場合を除く)
 - ②町民税所得割非課税世帯
- 助成内容 業者等に居宅の雪下ろしおよび雪下ろしに伴う排雪作業を委託した場合に要した費用の2分の1(年度あたり1万円を限度)を助成
- 申請方法 申請書に領収書(発行者の住所・氏名・領収日の記載のあるもの)を添付し、民生児童委員に提出
- 申請締切 2月28日(木)

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G ☎662-2673
社会福祉協議会 ☎662-4361
民生児童委員

山形税務署からのお知らせ

※お問い合わせ先
山形税務署 ☎622-1611

今年も、申告書作成会場は山形駅西口「山形テルサ」です(税務署には申告書作成会場を設置しておりません)。
※申告所得税(譲渡所得を含む)・個人事業者の消費税・贈与税の申告が必要な方、所得税の還付を受ける方を対象とした会場です。

- 開設期間 2月1日(金)～3月15日(金)
※土・日・祝日は休み。ただし2月24日・3月3日(日)に限り開設
- 開設時間 午前9時～午後4時
- ◆東日本大震災により避難されている方も相談できます。
- ◆山形駅西口駅前広場内に無料駐車場を用意しておりますが、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場される場合には公共交通機関等のご利用をお願いします。
- ◆事業所得等を生ずべき業務を行っている方に、平成26年1月以降、記帳の義務および帳簿・書類の保存の義務が適用されます。申告書作成会場の開設期間中、記帳に関する相談を青色申告コーナーでお受けします。

住民税務課からのお知らせ

※お問い合わせ先
住民税務課税務G ☎662-2112

事業主・農業経営者の皆さんへ

償却資産の申告はお済みですか?

平成25年1月1日現在で町内に償却資産(農業用の機械をはじめ、会社や工場などで事業用に使う機械や器具、備品等の有形固定資産)を所有している個人または法人は、地方税法により、その取得価額等についての申告が義務付けられています。申告は下記の通り受け付けます。

- 受付 1月25日(金)まで
- 場所 住民税務課税務G(役場1階5番窓口)
※郵送可
- ◆申告書が送付されている方は、資産に増減のない場合でも必ず申告してください。
- ◆申告書の送付がない方についても、町内に償却資産を所有している方は申告が必要です。
- ◆申告書は住民税務課(役場1階)にあります。

取り壊し建物の届出をお忘れなく!

固定資産税が課税されている家屋について、平成24年中に取り壊した建物の確認をしています。建物を取り壊した方は、早めに届け出てください。届出の用紙は住民税務課(役場1階)または町公式ホームページにあります。

- 届出期限 1月28日(月)
- ◆届出がないと翌年度も課税される場合があります

今月の納税等 納期限 1月31日(木)

- 町民税 4期
- 国民健康保険税 7期
- 介護保険料 7期
- 後期高齢者医療保険料 7期

◆税額や保険料の変更がある方へ、1月15日に納付書を発送します。届いた方は内容をご確認ください。